

第5章

安全で快適な生活が送れるまち



鎌倉駅西口時計台広場

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
想像するまち

将来目標 1 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

将来目標 2 歴史を継承し、文化を創造するまち

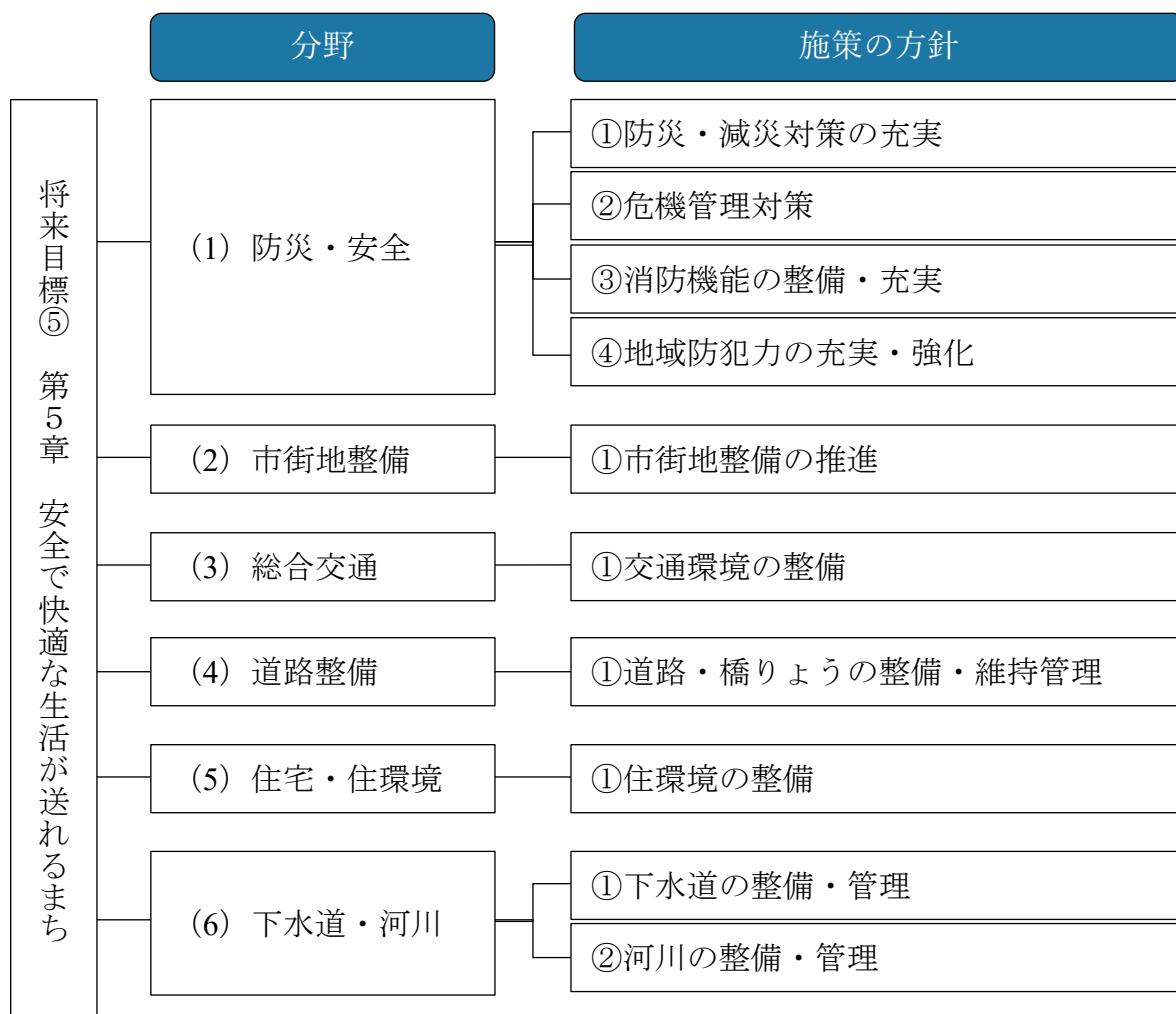
将来目標 3 都市環境を保全・創造するまち

将来目標 4 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標 5 安全で快適な生活が送れるまち

将来目標 6 活力ある暮らしやすいまち

<関連する SDGs のゴール>



分野(1)防災・安全

施策の方針① 防災・減災対策の充実

～総合的な自然災害対策を実施し、強靱（レジリエンス）なまちを目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 開発等による中高層建築物の増加など、都市形態の変容に伴い災害も複雑多様化しています。一方、歴史的遺産をもつ古都として、また、風光明媚な海岸線等を有する観光地として、年間を通じて外国人を含む多くの観光客が訪れ、これら観光客や文化財を災害から守る取組も進めています。
- ◆ 大規模地震の発生が懸念されており、とりわけ都心南部直下地震については、都市機能が麻痺するなど甚大な被害に発展することが予想されており、災害に対する備えを充実させる必要が生じています。
- ◆ 地震・津波や台風などの自然災害をはじめ、国内外を問わず発生する社会的災害への対策も講じています。
- ◆ 災害に強いまちづくりに向け、新耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された戸建住宅等やブロック塀等の安全性の確認が求められ、耐震性能の確保に努めています。
- ◆ 東日本大震災をきっかけに、津波対策、情報伝達体制の充実、観光客等の帰宅困難者対策、災害時要支援者対策など様々な課題が明らかになっています。また、避難所に求められるニーズや社会的需要に応じ、避難所や備蓄品等の準備をさらに進める必要があり、スピード感を持った対応が求められています。
- ◆ 近年、各地で集中豪雨が多発しており、洪水ハザードマップ¹⁰⁵で予測されている浸水地域を中心に、雨水貯留施設の整備など浸水対策を進めています。
- ◆ 本市はその地形的特色から、建物の背後のがけや急傾斜地等、住民の日常生活を脅かす恐れのある危険な箇所が数多くあります。また、局地的豪雨が多発している一方で、緑地の管理が十分ではなく、住宅地の近くまで樹木が成長しているケースがあり、土砂災害は増加しやすい傾向にあります。

¹⁰⁵ 自然災害発生時に、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの被災想定情報、避難場所等の防災関係施設の位置などを示した地図。

【課題】

- 地震・津波の避難対策
- 周知方法の工夫など情報伝達体制の充実と帰宅困難者・災害時要支援者対策
- 戸建住宅等の耐震化並びに危険ブロック塀等の除却の推進
- 緊急輸送道路沿道及び不特定多数の利用に供される特定建築物やマンション等の耐震化の推進
- がけや急傾斜地の崩壊防止工事及び防災工事の推進
- 浸水対策の推進
- 自助・共助・公助のバランスと多様化するニーズを踏まえた避難所・備蓄品の確保

目標とするまちの姿

災害時の市民の生命や財産を守るため、自助・共助・公助の視点で、ハード・ソフトの両面から総合的な自然災害対策が講じられています。また、各種訓練等の実施により市民の防災意識とともに防災力が向上し安全・安心なまちが実現しています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	5.1	災害に強い公共施設・インフラや情報環境の整備、危険ブロック塀の除却、避難所体制の充実をはじめ、市内の住宅の耐震化など、災害時の市民の生命や財産が守られるまちの実現を目指します。また、さらに、ジェンダー平等など多様な市民の状況に即したきめ細かな防災・減災対策の充実を目指します。
	5.5	
	5.c	
	6.2	
	9.1	
	11.5	
	11.b	
	11.c	
	13.1	

主な取組

(1) 総合的な防災体制の強化

市民はもとより帰宅困難者も視野に入れ、自助・共助・公助の役割分担と連携を踏まえた、強靱化（レジリエンス）の視点に立った総合的な自然災害対策を講じます。

(2) 建築物等の耐震化の推進

市民等が実施する建築物の耐震化に対する支援を行うとともに、道路に面する危険ブロック塀等の除却を支援します。

(3) 地域防災力の強化

市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る。皆のまちは、皆で守る。」という基本理念に沿って自主防災組織の育成強化を図ります。また、平常時から地域における相互支援の体制を整備します。

(4) 避難対策の推進

地震や津波発生時の避難路を整備するとともに、避難経路や避難方法について、防災講話や避難訓練を通じて市民に周知し、避難体制を整備するとともに、年齢、性別、障害等の有無、国籍などの多様なニーズに配慮した避難所体制の整備を進めます。また、ICTなどの新たなテクノロジーを活用し、適確に情報収集・情報発信ができる環境を整えます。

(5) がけ・急傾斜地対策の推進

がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。

(6) 浸水対策の推進

市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。

施策の方針の成果指標

成果指標①	公共建築物の耐震化率（災害時の拠点となる施設）			出典	鎌倉市耐震改修促進計画に基づく実績	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和元年度末						
96.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

成果指標②	市内の通学路における危険ブロック塀等の改善率			出典	通学路の危険ブロック塀等改善率	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和元年 9月1日						
56.9%	60.5%	63.0%	65.5%	68.0%	70.5%	73.0%

成果指標③	自宅周辺の自然災害リスクを知っている市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月						
75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%	100.0%

施策の方針② 危機管理対策

～あらゆる危機事象に備えた体制が整備され、安心して暮らせるまちを目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 近年、国内外で地震や風水害などの自然災害に加えて、市民の安全安心を脅かす様々な事態が発生しています。
- ◆ 「鎌倉市危機管理対処方針」では、武力攻撃事態等や事件等の緊急事態への対応についての基本方針を定めています。
- ◆ 「鎌倉市国民保護計画」では、武力攻撃事態やテロなどの発生時における対応を定めています。
- ◆ 緊急事態発生時の情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）¹⁰⁶等により、市民等へ伝達される体制がとられています。
- ◆ 新たな感染症や環境汚染などの緊急事態の発生が懸念されています。

【課題】

- 災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組
- 武力攻撃事態やテロの発生時における市民等への的確な情報提供と避難誘導
- 国際情勢の変化に伴う、武力攻撃事態やテロなどの発生を想定した対策
- 新たな感染症や環境汚染などの緊急事態への備え

¹⁰⁶ 自然災害やテロ攻撃等の緊急事態が発生し、国民に危機が迫る場合に、人工衛星及び地上回線を通じて、防災無線を自動起動して瞬時に緊急情報を伝達するシステム。

目標とするまちの姿

武力攻撃事態やテロなどあらゆる危機事象を想定した体制や、制度が国・県・関係機関等との連携により整備され、市民の生命・財産が安心して守られる状態になっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 11.b	地震や風水害などの自然災害、新たな感染症や環境汚染、武力攻撃事態やテロ行為などのあらゆる危機事象を想定した体制、制度を国、県、関係機関等との連携により整備することにより、市民の生命・財産が安心して守られることを目指します

主な取組

(1) 業務継続計画（BCP）運用体制の整備

災害等が発生した際に、非常時優先業務を滞りなく遂行するため、人員体制、庁舎・通信設備、情報システム、備蓄等に関して事前の準備を整えます。

(2) 危機管理体制の整備

市民や観光客の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を推進するとともに、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。

(3) 職員・市民の危機意識の醸成

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修等を行い、職員及び市民の危機意識を醸成します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	危機管理体制整備のための取組が適切 になされていると思う市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月	16.0%	22.0%	28.0%	34.0%	40.0%	46.0%
					52.0%	

施策の方針③ 消防機能の整備・充実

～消防・救急・救助体制を充実し、市民が安全で安心して暮らせるまちを目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 様々な気候変動による自然災害や大規模災害時において活動拠点である消防庁舎は老朽化が進んでいるため、大規模な修繕・改築あるいは移転が必要となっています。さらに高機能消防指令センターについても安定した稼働が求められます。
- ◆ 近年は救急需要が増加傾向である一方、搬送された患者の中には軽症者も多く、そのため重症患者への対応が遅れ、救える命が救えなくなる可能性があります。また、高齢化の進むなか、火災による逃げ遅れから高齢者を守るため住宅防火対策の推進や障害者施設への防火対策として、立入検査を実施しています。
- ◆ 自助・共助・公助の体制強化に向け消防団との合同訓練、自主防災組織の防火・防災訓練の支援など、さらなる連携が必要となっています。
- ◆ このように様々な消防への求めや状況に対して組織が一体となり災害による被害の軽減を図るため、災害対応訓練・研修の充実や救急・救助体制の強化、さらに市民の防火・防災意識の向上に努めています。

【課題】

- 災害時の活動拠点となる消防施設の整備充実
- 高機能消防指令センターの安定稼働及び情報通信機能の高度化の推進
- 救急車の適正利用の啓発
- 住宅防火対策の推進及び防火意識の高揚
- 自力避難が困難な高齢者、障害者施設への継続した立入検査や防火対策の向上
- 応急手当の普及啓発や市内AED¹⁰⁷設置場所の情報提供、使用方法周知による救命率向上
- 継続的に実戦的な訓練を実施することによる災害活動の充実
- 地元企業・消防団や自主防災組織と連携した防災体制の充実

¹⁰⁷ 心停止の際に心電図の解析を自動で実施し、心室細動時には電気ショックを与え回復を試みる、救命処置のための医療機器（自動体外式除細動器）。

目標とするまちの姿

災害時の活動拠点である消防施設は整備が図られ、緊急時でも安定した情報通信が可能となっています。

消防・救急・救助体制の確立とともに、市民の防火・防災意識も高まり、高齢者・障害者施設の防火・防災対策が進んでいます。自主防災組織による災害時の避難誘導や消防団との連携による防災体制が確立されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 11.b	消防・救急・救助体制を充実・強化するとともに、市民の火災予防や応急手当などへの意識が高まることで、市民の暮らしを守る体制の整備を目指します。

主な取組

(1) 消防施設の整備・管理

災害時の活動拠点となる消防庁舎・消防団器具置場、高機能消防指令センターなどの消防施設や各設備の整備・管理を進めるとともに、職員の養成を行います。

また、消防庁舎の移転の検討を進め、様々な災害に強い消防の組織・機能の総合的な整備を図ります。

(2) 消防・救急・救助体制の強化

複雑、多様化する火災・救急及び救助活動に対応するため、職員の知識と技術の向上を図ります。増加傾向にある救急需要に対しては、救急車の適正利用の理解を促進するとともに、救命率向上のため、市内AED設置場所の情報提供や応急手当の普及啓発活動を積極的に進めます。また、実戦的な訓練を継続し災害活動の充実に努めます。

(3) 火災予防対策の推進

火災による死傷者数及び被害の減少を図るため、一般住宅への住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、住宅防火対策を進めるとともに、高齢者福祉施設などの災害弱者が利用している事業所への立入検査を強化します。

(4) 様々な組織との連携

大規模災害時における防災体制の充実のため、地元企業、消防団、自主防災組織などの組織との連携・強化に努め、災害に強いまちづくりを目指します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	救急車の現場到着時間			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和元年12月31日						
7.4分	7.3分	7.3分	7.3分	7.3分	7.3分	7.3分

成果指標②	救急車の病院への搬送時間			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和元年12月31日						
32.5分	32.4分	32.3分	32.2分	32.1分	32.0分	31.9分

成果指標③	市民1万人あたりの出火率			出典	消防年報	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年2月1日						
1.90%	1.87%	1.84%	1.81%	1.79%	1.77%	1.75%

成果指標④	住宅用火災警報器の設置率			出典	設置率アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年6月1日						
81.0%	81.5%	82.0%	82.5%	83.0%	83.5%	84.0%

施策の方針④ 地域防犯力の充実・強化

～犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちを目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 近年の都市化や社会環境の変化等から、地域防犯力の中心的役割を果たしている自主防犯活動団体の構成員の固定化及び高齢化が進んでいます。
- ◆ 市内の刑法犯認知件数¹⁰⁸は、平成 15 年度（2003 年度）をピークに減少を続けていますが、平成 30 年度（2018 年度）における人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数は約 4.7 件であり、県内 19 市中 8 番目に少ないものの、増加傾向にあります。特に社会的弱者等を狙った振込め詐欺被害の増加傾向は著しく、今後も防犯への取組を強化する必要があります。

【課題】

- 市民一人ひとりの防犯意識の高揚
- 地域コミュニティの活性化、地域防犯力の向上
- 防犯に適したまちづくりの推進
- 自主防犯活動の体制整備

¹⁰⁸ 警察において刑法に規定する罪に問われる事件のうち、被害の届出を受けた件数（道路上の交通事故に係わる罪を除く）。

目標とするまちの姿

市民の防犯意識は高く、積極的な地域防犯が図られています。地域防犯力の向上により、刑法犯認知件数は、継続して減少傾向を保っています。

また、犯罪が発生しにくい環境整備が進み、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくりが進んでいます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
 5 ジェンダー平等を 実現しよう	5.2	警察や地域の自主防災活動団体等の関係機関と連携し、犯罪抑止に向けた取組を推進するとともに、市民の防犯意識を高める啓発や支援を行うことにより、地域全体で見守る体制を強め、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。
 17 パートナシップで 目標を達成しよう	17.17	

主な取組

(1) 地域防犯力の向上

一人ひとりが防犯に対する意識を持つよう、防犯啓発に努めます。子どもの安全確保のため、地域全体で見守るなどの活動を推進します。地域における様々な取組に、より積極的なアプローチを行い、その支援に努めるほか、ソーシャル・ネットワーク・サービス等の多様な媒体を活用した犯罪発生状況や防犯対策等に関する情報提供に努めます。

(2) 防犯に適したまちづくりの推進

犯罪のない環境づくりを目指し、防犯の観点から、公共施設の管理や住環境づくりに努めるほか、自治・町内会等が行っている防犯灯の維持管理等への支援を継続します。また、社会情勢の変化や環境に配慮し、電力消費の少ない省電力型防犯灯への転換を促進します。

(3) 自主防犯活動の体制整備

市民、市、警察及び関係機関等が連携し、協力しながら、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	市内の犯罪発生件数				出典	神奈川県警資料	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成30年12月末							
4.7件/千人	4.4件/千人	4.3件/千人	4.2件/千人	4.1件/千人	4.0件/千人	3.9件/千人	

成果指標②	市民による自主防犯活動団体の組織率 (自治・町内会数に対する自主防犯活動団体組織率)				出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和元年5月末							
70.9%	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%	76.0%	77.0%	

成果指標③	身近な犯罪情報等の提供を行う鎌倉市 防災・安全情報メールの登録件数				出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和元年 8月30日							
22,063人	22,000人	23,000人	24,000人	25,000人	26,000人	27,000人	

成果指標④	交通事故死傷者数				出典	所管警察署年間交通事故死亡事故抑 止目標	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和元年12月末							
2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	

分野(2)市街地整備

施策の方針① 市街地整備の推進

～まちづくりを計画的に進め、生活しやすく、活力がある市街地を形成します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 社会環境の変化により、特に住宅系用地における空き家の増加や、工業系土地における土地利用転換が進み、産業活力の低下など、都市機能に変化が見られます。また、人口増加による市街地の拡大、モータリゼーション¹⁰⁹による移動を前提に整備された市街地は、少子高齢化に伴う人口構成の変化により、地域活力の低下やコミュニティが希薄になる傾向が見られます。
- ◆ 東日本大震災、近年の異常気象により多発するゲリラ豪雨などの自然災害により、都市空間の脆弱性への対応が求められています。
- ◆ まちづくりを取り巻く環境が変化しており、地域ごとの個性を生かした鎌倉らしいまちづくりが求められています。
- ◆ まちの魅力や住環境等を維持するため、まちづくり条例等の運用や、景観地区、高度地区の他、地区計画などの地域レベルのまちづくりに取り組み、適正な土地利用の誘導を図っています。
- ◆ 全国的に人口減少が進み、都市の機能や活力、さらには魅力の低下が懸念されるなか、鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域の三つの拠点がそれぞれの特性を生かした役割を果たすとともに、互いに影響しあうことで市域全体の魅力に磨きをかけることが必要です。
- ◆ 加えて、鎌倉地域は、道路・歩行者空間などのインフラの脆弱性の克服、大船駅周辺においては、隣接する横浜市の再開発事業に対応したまちづくりが求められています。
- ◆ 一方、新しい拠点の創造を目指す深沢地域整備事業においては、ＪＲ東日本の新駅を含めた藤沢市村岡地区との一体整備により、地域の利便性の向上を図るとともに、テクノロジーの進化や社会ニーズに対応した未来志向のまちづくりを進め、鎌倉駅周辺拠点、大船駅周辺拠点との連動により、市域全体のポテンシャルを向上させることが求められています。

¹⁰⁹ 主に自家用の自動車の利用が社会に普及すること。

【課題】

- 社会環境の変化、地域ニーズに対応したまちづくりの推進
- 災害に強い安全・安心な強靱（レジリエンス）なまちづくり
- 適正な土地利用のための誘導
- 急激なテクノロジーの進化に対応した未来志向のまちづくりの推進
- 民間活力の導入など、官民産学の連携によるまちづくりの推進

目標とするまちの姿

社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりを推進していくとともに、災害に強い安全・安心で強靱（レジリエンス）なまちづくりに取り組みます。また、深沢地域のまちづくりを牽引力とした未来志向のまちづくりを進めることにより、市域全体の魅力を高めるまちづくりを行います。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 3.8	都市計画の提案制度などの積極的な活用や市民の自主的なまちづくり活動への支援により、市民が直接参加し、主役となるまちづくりを目指します。 また、近年の自然災害への備えを強化し、災害に強い安全・安心で強靱（レジリエンス）なまちづくりを推進します。 さらに、環境に配慮した最先端モビリティ¹¹⁰、スマートエネルギーなど最新テクノロジーを活用することにより、未来志向のまちづくりを行います。
 7.2	
 8.2	
 9.1	
 11.3 11.5 11.b	
 12.8	
 17.17	

¹¹⁰ 乗り物などの移動手段。

主な取組

(1) 社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりの推進

市民が自ら行動し、主役となるまちづくりを推進するため、都市計画の提案制度などの積極的な活用や、自主的なまちづくり活動への支援により、市民等との協働による地域の個性や特色を生かした魅力あるまちづくりを進めます。
効果的に都市計画制度を活用するとともに、まちづくり関連条例の体系的な見直しを検討します。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

近年多発する様々な自然災害への備えを強化するとともに、都市機能などの適正な立地と諸機能の連携により、災害発生後の復旧・復興力を備えた災害に強いまちづくりを推進します。

(3) スマートでコンパクトな未来志向のまちづくりの推進

先人から引き継いだ鎌倉のまち並みや歴史、文化を大切にしながら、深沢地域を戦略フィールド¹¹¹とし、AIやIoT、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、市域全体の魅力やポテンシャルを高めるまちづくりを行います。

施策の方針の成果指標

成果指標①	まちづくりが計画的に進められ、生活しやすい市街地が形成されているまちだと感じている市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月	25.9%	26.0%	26.5%	27.0%	27.5%	28.0%
	25.9%	26.0%	26.5%	27.0%	27.5%	28.5%

¹¹¹ 戦略・重点的に施策を実施・導入をする地域のこと。

分野(3)総合交通

施策の方針① 交通環境の整備

～だれもが安全で快適に移動できる「人に優しいまち」を目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 本市は、貴重な歴史的遺産が数多く残る国内有数の歴史都市であるがゆえに、歴史的遺産・自然的環境の保全と道路整備（ハード施策）の両立が難しいことから、鎌倉地域の交通環境の改善を目的に、交通需要マネジメント施策であるパーク＆ライド、鎌倉フリー環境手形等を実施しています。しかし、休日には依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、緊急車両の遅れ、路線バスの定時性の低下、幹線道路の混雑により生活道路が抜け道となり、市民の安全性や快適な生活が損なわれているなど、市民生活に大きく支障をきたしています。
- ◆ 本市での交通事故の発生件数は年々減少傾向にある一方で、高齢化の進行に伴い、交通事故による死傷者数全体に占める高齢者の割合が高くなっています。また、近年、全国的に高齢者が運転する自動車事故による重大な事故も発生しています。
- ◆ 近年、健康志向や環境への負荷が少ないことなどから、自転車の利用者が増えていますが、一方で、自転車利用者の交通ルール・マナーの違反が社会問題となっています。
- ◆ 有料及び無料駐輪場（民間含む）が、市内のＪＲ各駅周辺、湘南モノレール沿線や江ノ電沿線に整備され、一部の地域では放置状況の改善がみられるものの、引き続き自転車等の放置防止対策の実施が求められています。
- ◆ オムニバスタウン計画¹¹²によりバス路線が整備され、鎌倉駅や大船駅を中心に住宅地を結ぶなど、交通不便地域の解消が図られていますが、依然としてミニバスも走行できない地域があり、その対策が求められています。また、バス路線が整備された地域であっても高齢化の進行により、バス停までの移動が課題となっています。

¹¹² マイカーに比べて、人、まち、環境にやさしいバス交通を充実させることにより、自動車事故、渋滞等まちが抱える交通問題の解決を図ろうとする計画。

【課題】

- 交通環境の改善と歩行者を優先した交通体系の確立
- 高齢者を中心とした交通事故防止対策の推進
- 自転車利用者の交通ルール・マナーアップ教育の充実
- 放置自転車対策の推進
- 交通不便地域の解消

目標とするまちの姿

交通安全意識の普及徹底を図るとともに、交通需要マネジメント施策が進み、交通環境の改善が図られています。特に新たな交通（移動）システムや手段が有効に機能し、鎌倉らしい交通環境整備が進んでいます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 3.6	啓発活動等により、交通安全意識を醸成し、交通事故の発生抑制を目指します。また、自動車利用の抑制や公共交通機関の整備を行い、歩行者を優先したまちを目指すとともに、交通不便地域の解消に努め、高齢者、障害者、子どもなど交通弱者に配慮した交通環境の改善を図ります。
 9.1	
 11.2 11.6	
 13.2	

主な取組

(1) 交通需要マネジメント施策の推進

(仮称) 鎌倉ロードプライシング¹¹³や新たな交通（移動システム）の導入を目指すなど、自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策を推進し、交通環境の改善を目指します。また、長期的な交通体系について検討するとともに、自動運転やMaaS¹¹⁴など、次世代型のモビリティを見据え、高齢者、障害者、子どもなど交通弱者に配慮し、すべての人にとって快適な移動環境の創造を目指します。

(2) 歩行者を優先した交通体系の確立

生活道路への通過車両進入を抑え、安全で快適な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系を目指します。

また、駐輪対策を進め、歩行者が安心して歩ける空間を確保します。

(3) 交通安全意識の醸成

交通事故防止運動や自転車教室等を実施し、交通安全意識を醸成し、交通事故件数の減少を目指します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	市内における自動車の旅行速度			出典	ETC2.0を搭載した車両の走行データ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成29年4月 ～平成30年3 月の休日118日 間の平均						
18.1km/h	18.1km/h	18.1km/h	20.0km/h	20.0km/h	20.0km/h	20.0km/h

成果指標②	幹線道路については、スムーズな交通環境が、また、生活道路については、安全な歩行空間が、確保されているまじだと感じている市民の割合			出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
13.5%	14.5%	15.5%	37.0%	38.0%	39.0%	40.0%	

成果指標③	新たな交通（移動）システムや手段を導入した地区数			出典	オンデマンドモビリティ等の市内の導入実績		
初期値	令和２年度 （2020）	令和３年度 （2021）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	
令和元年度							
0 地区	0 地区	1 地区	2 地区	3 地区	3 地区	3 地区	

¹¹³ 交通渋滞の解消等を図るために、課金によって自動車交通量を減らし、道路を円滑に走行できるようにする方策。

¹¹⁴ Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

分野(4)道路整備

施策の方針① 道路・橋りょうの整備・維持管理

～安全・快適な道路・橋りょうの維持管理に努めます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 市内の道路は、幅員が狭く、慢性的に交通渋滞が発生していることに加え、歩道の整備が十分に進んでいないため歩行者等の安全性が確保されていない状況です。また、鎌倉を訪れる多くの観光客に対する歩行空間の整備もできていません。
- ◆ また、これらの道路の多くは舗装整備後、相当年数が経過していることから、経年劣化等の影響で舗装面にひび割れが発生するとともに、ガス・水道等の敷設に伴う復旧による舗装との打ち継ぎにより凹凸が発生しています。
- ◆ 一方、橋りょうやトンネルといった道路施設についても、整備後相当年数を経過していることから、計画的な修繕等が必要となっています。
- ◆ さらに、平成23年（2011年）3月の東日本大震災の発生をきっかけに、緊急輸送路や避難路の早期整備の必要性が高まっています。
- ◆ このようなことから、道路や道路施設に係る道路舗装修繕計画や長寿命化計画を策定し、計画的な修繕等に取り組むとともに、緊急輸送路や避難路の整備についても取組を始めていますが、道路等の修繕や整備には多大な費用を要することに加え、突発的な事故への対応や技術職員の不足等の理由から進捗に遅れが生じており、抜本的な対策が必要となっています。

【課題】

- 歩行空間の確保
- 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕
- 緊急輸送路・避難路の整備

目標とするまちの姿

計画的な整備・修繕等が進められ、道路・橋りょう等の安全性と快適性が確保され、強靱化が図られています。特に、緊急輸送路や避難路は必要な整備が行なわれ、災害発生時にも市民の安全が確保されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 9.1	計画的な整備・修繕等を進めることで、道路・橋りょう等が安全で快適かつ強靱な状態に保たれ、災害発生時にも市民の安全が確保されているまちを目指します。
 11.b	

主な取組

(1) 道路の整備

だれもが安心して通行できる道路の整備に向け、歩行空間の確保、バリアフリー対策、無電柱化の検討を進めます。また、国県道については、県との調整・協議を図り、計画的な整備を要請します。

(2) 道路・橋りょう・トンネルの維持修繕

老朽化が進む道路・橋りょう・トンネルについて、計画的な維持修繕を行うことで強靱化を図り、災害時にも通行できるようにします。

施策の方針の成果指標

成果指標①	道路舗装修繕計画に対する舗装修繕延長 ¹¹⁵			出典	道路舗装修繕計画	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
10.0%	25.0%	50.0%	70.0%	100.0%	—	—

成果指標②	橋りょう長寿命化計画に対する修繕完了数 ¹¹⁶			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
1 橋	4 橋	3 橋	12 橋	5 橋	7 橋	—

成果指標③	トンネル長寿命化計画に対する修繕完了数 ¹¹⁷			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

¹¹⁵ 平成31年度以降の累積進捗率。

¹¹⁶ 各年度毎の橋りょう数修繕箇所数。

¹¹⁷ 各年度毎のトンネル修繕箇所数。

分野(5)住宅・住環境

施策の方針① 住環境の整備

～だれもが安心して暮らせるよう、住まいの環境づくりを進めます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 本市は、すぐれた歴史的自然的環境と良好な住宅地で構成されています。
- ◆ 本市の住宅は、戸建持家を中心に高い管理水準は維持しているものの、一部に老朽化がみられるほか、高齢社会の進行に伴うひとり暮らしの住宅や空き家が増加しています。また、大規模な住宅敷地の細分化による小規模宅地の発生やマンション等への転換も多くみられます。
- ◆ 本市の人口は、年少人口と生産年齢人口に減少傾向が見込まれる一方、老年人口が引き続き増加することが予測されます。また、1世帯あたりの人数減少とともに、世帯数も減少傾向へ推移することが見込まれます。
- ◆ 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が抱える課題の多様化が進んでいるほか、住宅確保要配慮者を対象とした賃貸物件が不足しています。

【課題】

- 居住継続に向けた支援体制の充実
- 空き家の適正な管理、流通の促進
- ライフステージに合わせた住宅の確保
- 多様なニーズに配慮した住宅の確保

目標とするまちの姿

住宅セーフティネットや居住支援ネットワークの整備により、高齢者世帯や障害者世帯等の様々な世帯が平等に生活できる住環境が整備され、地域コミュニティが活性化するなど、持続可能な地域社会が形成されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 11 住み続けられるまちづくりを 11.1	ライフステージにあわせた住環境の確保や空き家の利活用により、住宅確保要配慮者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、居住支援体制の構築を目指します。

主な取組

(1) ライフステージにあわせた住環境の確保

高齢者や障害者も住みやすい市営住宅の供給や民間賃貸住宅への入居等の支援を行なう居住支援体制の構築などにより、住宅セーフティネット機能を強化し、世帯構成やライフステージに応じた住宅への入居を支援します。

(2) 空き家の利活用の促進

社会問題化している空き家等の対策として、関係団体等と連携して、課題解決に向けた相談体制を構築するほか、良質な空き家については、賃貸や販売など、流通促進に向けて支援を行うとともに、地域コミュニティ（高齢者サロンやコミュニティカフェ等）としての活用を目指します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	バリアフリー対応の市営住宅管理戸数			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和元年度						
146 戸	146 戸	146 戸	146 戸	146 戸	206 戸	206 戸

成果指標②	市や鎌倉市居住支援協議会の居住支援により住宅確保要配慮者が入居した民間賃貸住宅数			出典	平成30年度鎌倉市民間賃貸住宅への入居支援業務清算書	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
3 件	3 件	3 件	5 件	5 件	8 件	10 件

成果指標③	空き家に関する相談に対して継続対応が必要な件数			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成31年2月～ 令和2年1月						
107 件	107 件	107 件	107 件	107 件	107 件	107 件

分野(6)下水道・河川

施策の方針① 下水道の整備・管理

～公共下水道の整備・管理を進め、市民の生活環境の向上を目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 公共下水道施設には、供用開始から数十年経過したものもあり、老朽化がみられることから、維持管理に努めるとともに、改築・修繕を進めています。
- ◆ 近年は局所的な集中豪雨の発生等、降雨の変化がみられ、浸水に対するリスクが高まっています。浸水被害の解消を図るため、雨水貯留施設の設置や浸透枳等の普及が求められています。
- ◆ 災害対策として、緊急輸送路等の重要路線にある管路施設の耐震化や、海岸線に設置した幹線管渠等の地震・津波対策が求められています。
- ◆ マンホールの耐震化や河川、雨水調整池への浸水対策を進めていますが、台風・水害等、災害時のインフラ機能維持に向けた対策が必要であるほか、下水道施設の運営において再生可能エネルギー源として下水汚泥等の利活用の推進が必要です。

【課題】

- 老朽化する下水道施設の維持管理手法等の確立
- 浸水被害防止に向けた雨水施設整備
- 地震・津波対策への用地確保や財源確保
- 下水道資源の活用方策

目標とするまちの姿

下水道施設は、計画的な改築・更新が進められています。また、災害時にも下水処理が継続できる体制の確保や浸水対策などにより、安定した下水処理が可能となっています。

終末処理場で発生する処理水や汚泥等は、再利用や資源化され、環境負荷の軽減も図られています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	6.2 6.3	河川や海洋の汚染防止のため、下水道の整備・維持管理を進め、適切な汚水処理を目指します。
	11.b	
	14.1	

主な取組

(1) 下水道施設の整備・管理

公衆衛生の確保、海や河川の水質汚濁防止に向け、事業計画区域内での公共下水道の整備完了を目指すとともに、「下水道ストックマネジメント計画¹¹⁸」に基づく計画的な点検・調査・改築・更新を行います。

(2) 浸水対策の推進

浸水対策として雨水貯留施設の設置を進めるとともに、雨水排水施設の修繕や浚渫・清掃などを行い、施設を良好な状態に保つよう維持管理を行います。

(3) 下水道施設の災害対策

下水道 BCP（業務継続計画）の運用により、災害時にも安定した下水処理ができる体制を整えます。また、下水道施設の耐震化を図るとともに、津波対策として持続型下水道幹線再整備を進めます。

(4) 下水道資源の有効活用

引き続き下水汚泥等の資源を有効活用するとともに、終末処理場などの下水道施設上部を市民に開放するなどの有効活用を進めます。

施策の方針の成果指標

成果指標①	公共下水道（污水）整備率			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
97.8%	97.8%	97.9%	98.0%	98.1%	98.2%	98.3%

成果指標②	公共下水道（雨水）整備率			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
77.6%	77.8%	78.0%	78.2%	78.4%	78.7%	79.0%

¹¹⁸ 下水道施設全体の点検・調査等を行うことによって、客観的に施設の状況を把握し、評価を行い、長期的な施設の状況を予測しながら、点検・調査・修繕・改築を一体的に捉えて、計画的かつ効率的に管理するための計画。

施策の方針② 河川の整備・管理

～河川の浚渫等を定期的に行い、施設の良好な維持・管理に努めるとともに、河川・水路の整備により浸水対策を推進します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 河川・水路施設の老朽化が顕著となる中で、改築・修繕を進め施設の維持管理に努めています。また、市街化の進行により、河川・水路施設の整備用地等の確保が難しくなっています。近年多発している局地的な集中豪雨により、浸水リスクが高まっています。
- ◆ 河川・水路施設の排水能力を確保する必要がある一方、景観や生態系に配慮した水辺環境づくりが求められています。

【課題】

- 河川・水路施設の機能保持のための適切な維持管理手法等の確立
- 河川・水路施設整備のための用地確保と財源確保
- 局地的な集中豪雨による未整備河川・水路等の浸水リスク
- 水辺環境の創出

目標とするまちの姿

河川・水路施設の整備等を進め、局所的な集中豪雨や津波遡上等が生じても浸水被害の軽減が図られています。また、水辺は動植物が生息する環境になっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1	河川・水路施設を定期的に点検し、機能保持を図るとともに、海洋ごみにもなり得るごみの流出を防止するため、適切な維持管理を行います。また、河川・水路施設の整備を進め、局所的な集中豪雨等による浸水被害の軽減を図ります。
 14 海の豊かさを 守ろう	14.1	

主な取組

(1) 河川・水路施設の整備

河川・水路施設の定期的な点検、維持管理を行うとともに、計画的な整備を進め、局所的な集中豪雨等による浸水被害の軽減を図ります。また、河川津波遡上対策について、県と協議を進めます。

(2) 水辺環境の創出

河川・水路施設の維持管理では、必要な排水能力に影響がない範囲において、動植物の誘導に配慮するとともに、河川の清掃や生態系の調査及び水質調査等を行う河川維持協力団体とも協働して、潤いのある水辺環境を目指します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	河川・水路の整備延長			出典	各準用河川改修基本計画		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成30年度							
2,784m	2,784m	2,784m	2,784m	2,784m	2,784m	2,814m	